

# 事案調書(決定会議)

審議日 令和5年12月13日

案件名	城山中央公園の取扱いについて							
所管	環境経済	局区		部	公園	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	魅力ある公園づくりの推進						
	効果測定指標	公園の整備面積					施策番号	41
		R5	R6	R7	R8			
	事業効果 年度目標	トレイル整備	都市計画変更手続	都市計画変更手続	都市計画変更告示 公園告示			

審議事項 <b>庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論</b>	都市計画の変更を含めた城山中央公園の取扱いについて
決定会議 審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。

## 事案概要

平成5年に都市計画決定した城山中央公園について、平成29年度の「都市計画公園・緑地見直しの方針」において、種別変更により公園を存続させることができ、かつ樹林地の保全という求められる公園機能に対応できるという方針が決定されたことから、都市計画変更を含めた取扱いについて諮るもの

## 事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

### ○事業スケジュール

	R5	R6	R7	R8	R9
実施内容	庁議				
	トレイル整備				
	地元調整				
	未買収地調整				
	都市計画に係る諸機関協議・図書作成				
	都市計画説明会				
				都市計画変更告示	
				公園告示	

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費(土木費)		1,255						
うち任意分		1,255						
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		1,255	0	0	0	0	0	0
うち任意分		1,255						
捻出する財源※2								
一般財源拠出見込額		1,255	0	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工※	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに○ (○は3つまで)									
									
		○				○		○	

日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期		報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供	なし

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
政策課、総務法制課、財政課、都市計画課、緑区役所区政策課、城山まちづくりセンター、地域経済政策課、津久井地域環境課	10/17(火)関係課長打合せ会議

備考	

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の  
主な議論  
(11/1)

【将来の整備費用について】

○(財政課長)令和7年度以降の整備内容や予算については、今後協議していただく。

【未買収地について】

○(アセットマネジメント推進課長)未買収地については購入しないといけないのか。未買収地は現在利用されているのか。

→(公園課長)旧城山町の頃から無償で借地契約を結んでいたが、平成21年度から契約更新ができていない状況である。今後、城山まちづくりセンターと連携しながら無償による借地に向けて地権者交渉を行いたい。

→(地域経済政策課長)未買収地については、現在は借地契約をしていないものの、地権者が承知の上、公園利用者に開放されている。今後、借地について交渉を再開しないといけないと考えている。

○(アセットマネジメント推進課長)未買収地は動線上、必要なのか。

→(公園課長)未買収地は明るく開けた土地である。

→(地域経済政策課長)場所的には公園の入口に当たり、関係課長打合せ会議でも話が出ていたが、将来的な駐車場整備の可能性なども視野に入ると必要な土地だと考えている。

○(観光・シティプロモーション課長)地権者の承諾がないと都市計画変更はできないのか。

→(公園課長)地権者から借地の承諾が得られなければ、公園告示はできない。行財政構造改革プランを踏まえ、買収ではなく借地について承諾いただき、公園告示を行いたいと考えている。

○(人事・給与課長)都市計画決定後、将来的に相続等によって地権者が変わった際などに、買収を希望されることも考えられる。どのような対応ができるか、財源を含め検討しておいた方が良く考える。

○(政策課長)未買収地は承諾されないと公園告示はできないのか。

→(総務法制課長)都市計画決定の変更や公園の名称を変えるというのが主な審議事項であることから、公園告示は別の話だと考えて良いのではないかと。

【維持管理の状況について】

○(財政課長)市の管理地については、維持管理上、安全性に問題はないのか。

→(公園課長)散策路周辺の安全性については問題ない。

【本事案の取扱いについて】

○(総務法制課長)公園の名称については、地元の思いを汲んでいただきたい。今回の庁議の審議事項としては、種別や名称、区域といった都市計画変更についてであり、ゾーニングや保全区域の内容に関しては審議事項ではないと認識している。

○(経営監理課長)資料の表記が西暦であるのに、和暦で説明されている箇所があった。統一した方が良い。

○(政策課長)本日の調整会議の意見を踏まえ、公園の名称には「(仮称)」を付けるとともに、ゾーニングの説明資料については、参考資料とした方が良い。

《原案を一部修正し、上部会議に付議する。》

決定会議の  
主な議論  
(11/9)

【本事案の取扱いについて】

○(市長公室長)調整会議において、本事案の取扱いに関して意見が出ているが、改めて内容を確認したい。

→(総務法制課長)関係課長打合せ会議及び調整会議において、未買収地の購入や交渉状況、保全計画、ナラ枯れ等の議論になったが、今回の庁議での審議事項としては、あくまで公園の種別や名称、区域等の都市計画の変更についてであると意見を述べた。

○(市長公室長)これまでの都市計画決定の変更に係る個別案件については庁議に諮ってはいない。案件名を「城山中央公園の取扱いについて」などに修正したらどうか。庁議運営上の問題はるか。

→(政策課長)案件名を修正することについて異論はない。

【公園の名称について】

○(総務局長)公園の名称は審議事項の一つであるが、公園の名称はいつ決定するのか。

→(公園課長)令和5年度末に公園告示を予定しており、それまでに地元調整に入った上で決定する予定である。

【地元調整について】

○(総合政策・少子化対策担当部長)地元調整はどうするのか。公園告示によって市民への影響があるのか。

→(公園課長)今後、城山まちづくりセンターと調整しながら地元調整を行いたい。散策路の整備などを予定しているが、現在と利用形態は変わらないので、市民への大きな影響はないものと考えている。

→(総合政策・少子化対策担当部長)名称については地域の意向もあると思うので、地元調整は丁寧に行っていただきたい。

○(総合政策・少子化対策担当部長)都市緑地にはせず、風致公園にするということか。

→(公園課長)利用価値的側面を考慮すると、都市緑地にするより風致公園とした方が、メリットがあると考えている。

○(総合政策・少子化対策担当部長)都市計画審議会にはいつ頃に諮るのか。

→(公園課長)令和8年1月を予定している。

○(財政局長)平成29年度に見直しになったことを認識していない地域住民もいるのではないかと。地元調整はかなり丁寧に行う必要がある。

→(公園課長)平成29年度に見直しの庁議とパブリックコメントを実施しているが、城山まちづくりセンターに、年に1回程度、公園に通す予定だった道路の問い合わせがあると聞いているので、地元調整は丁寧に行いたい。

【将来の整備費用等について】

○(財政局長)平成29年度の見直しでは、総合公園から風致公園に見直すという意味決定がされているということか。また、利用形態は変わらないとのことだが、風致公園に要する費用は現状の維持管理費程度と考えてよいか。未買収地の買戻しもあるのか。

→(公園課長)将来的には未買収地を取得したいと考えており、その場合、用地取得費用を要する。改めて庁議に諮りたい。

→(総務法制課長)平成29年度においては、公園種別や区域について具体的に見直しの検討を進めることが認められたと記憶している。平成5年度の都市計画決定の内容が正式に変わったと地元に対してお知らせするのは今後になるのではないかと。

【公園告示について】

○(市長公室長)公園告示では何を告示するのか。公園の名称だけか。都市計画決定の種別の話は関係ないと考えてよいか。

→(公園課長)公園告示の内容については、名称、位置、区域、供用開始の期日になる。都市計画決定の種別の話は公園告示には関係はない。

○(市長公室長)スケジュールについて、都市計画変更より先に公園告示をすることになっているのはどういう考え方か。

→(公園課長)令和3年度に公社から買戻しを行ったので、まずは公園告示により都市公園法を適用するのが適切だと考えた。

→(市長公室長)総合公園になると認識している市民がいる可能性を考慮すると、都市計画変更の説明会の前に公園告示を行うのは不適切ではないか。

→(財政担当部長)なぜ公園告示を先行してやるのか。また、利用形態が変わらないとのことだが、敷地内のナラ枯れはひどい状況だと伺っており、魅力ある公園とするなら整備が必要ではないのか。そういうことを踏まえて、風致公園のコンセプトをきちんと市民に示す必要があるのではないかと。

○(総務局長)地元には丁寧に説明すべきであり、令和5年度中に公園告示を行い、公園の名称を決めるのは難しいのではないかと。公園告示のタイミングについて、もっと議論が必要ではないかと。

○(市長公室長)案件の内容、審議事項、地元調整の手法及びスケジュール等について再整理の上、調整会議に差し戻し、改めて審議する。

《差し戻しとする。》

調整会議の  
主な議論  
(11/30)

【前回の庁議からの修正点等について】

○(地域経済政策課長) 決定会議からの変更点としては、案件名を変更したこと、公園の告示時期を都市計画変更と同じ令和8年度にしたこと、現場の樹林やトレイルの状況が分かるよう、資料を追加したことである。

○(総務法制課長) 決定会議における風致公園のコンセプトを示すべきという指摘について、どう考えているか。

→(地域経済政策課長) 公園内のシモバシラやホタル等の植物・生物を残していくという趣旨から、都市公園ではなく風致公園が適切だと考えている。

→(財政課長) 風致公園のコンセプトについては資料に説明がなく、資料を追加した方が良いのではないか。

○(総務法制課長) 決定会議において、敷地内のナラ枯れがひどく整備が必要だという指摘があったが、追加したスライドで示すように適切に管理されていることから、整備は必要ないということか。

→(地域経済政策課長) 今年度においても、ナラ枯れ被害の樹木を伐採するなど、適切に維持管理を行っているところで、新たな整備は必要ないと考えている。

【未買収地について】

○(アセットマネジメント推進課長) 未買収地について、地権者交渉がうまくいかなかった場合には、立ち入り禁止等の可能性があると思うが、公園利用に影響があるのか。

→(地域経済政策課長) 将来的に駐車場が必要になった場合に、接道できないなどの影響が生じる。

→(公園課長) 都市計画決定の変更及び公園告示までには地権者と調整したい。

≪原案のとおり上部会議に付議する。≫

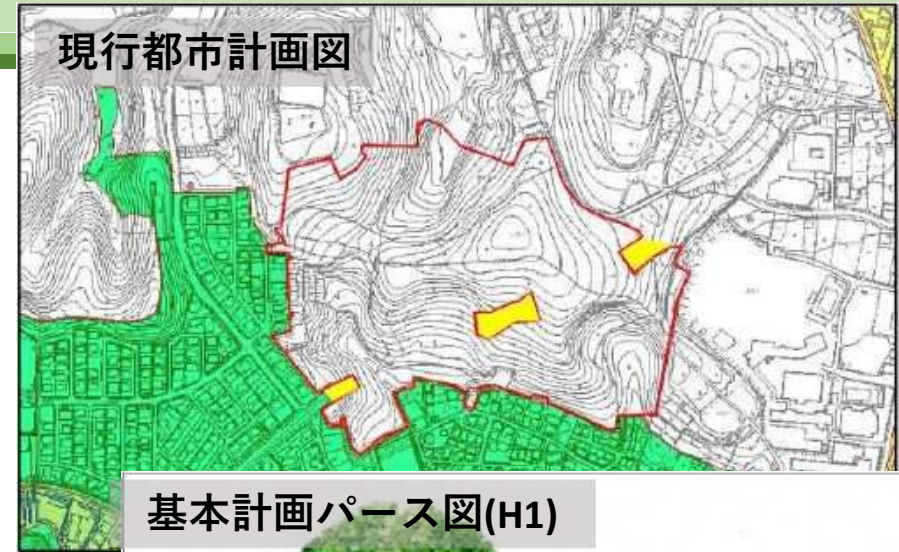


# 城山中央公園の取扱いについて

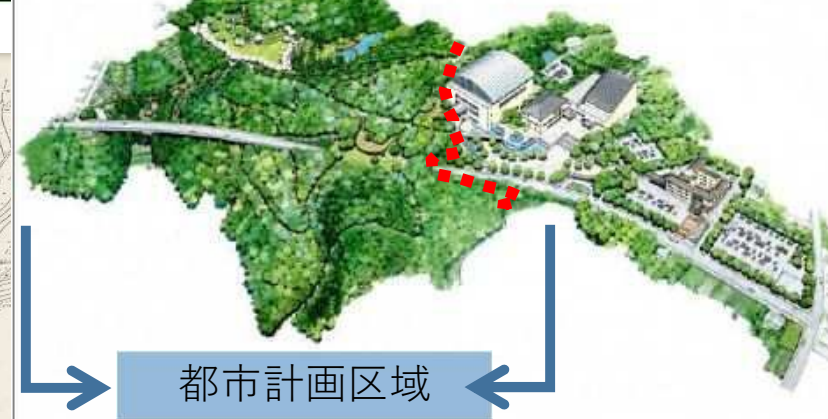
## 1 城山中央公園とは

- 所在地：緑区久保沢2丁目ほか
- 都市計画決定：平成6年1月（城山町）
- 都市公園告示：未告示
- 公園種別：総合公園
- 公園面積：10.1ha（うち未取得 約1.1ha）
- 経過

- H元年度：城山町中央公園基本計画策定 15.6ha
- H5年度：城山中央公園都市計画決定 10.1ha
- H18年度：相模原市と城山町が合併（未告示公園として継承）
- H20年度：土地開発公社用地先行取得 6.5ha
- H29年度：都市計画公園・緑地見直し  
⇒現況の土地利用を生かした公園種別や区域について具体的な検討を行うことが了承される
- R元年度：都市マスタープラン  
⇒本公園のみどりの保全・活用の推進を記載
- R3年度：公社より買い戻し完了



基本計画パース図(H1)



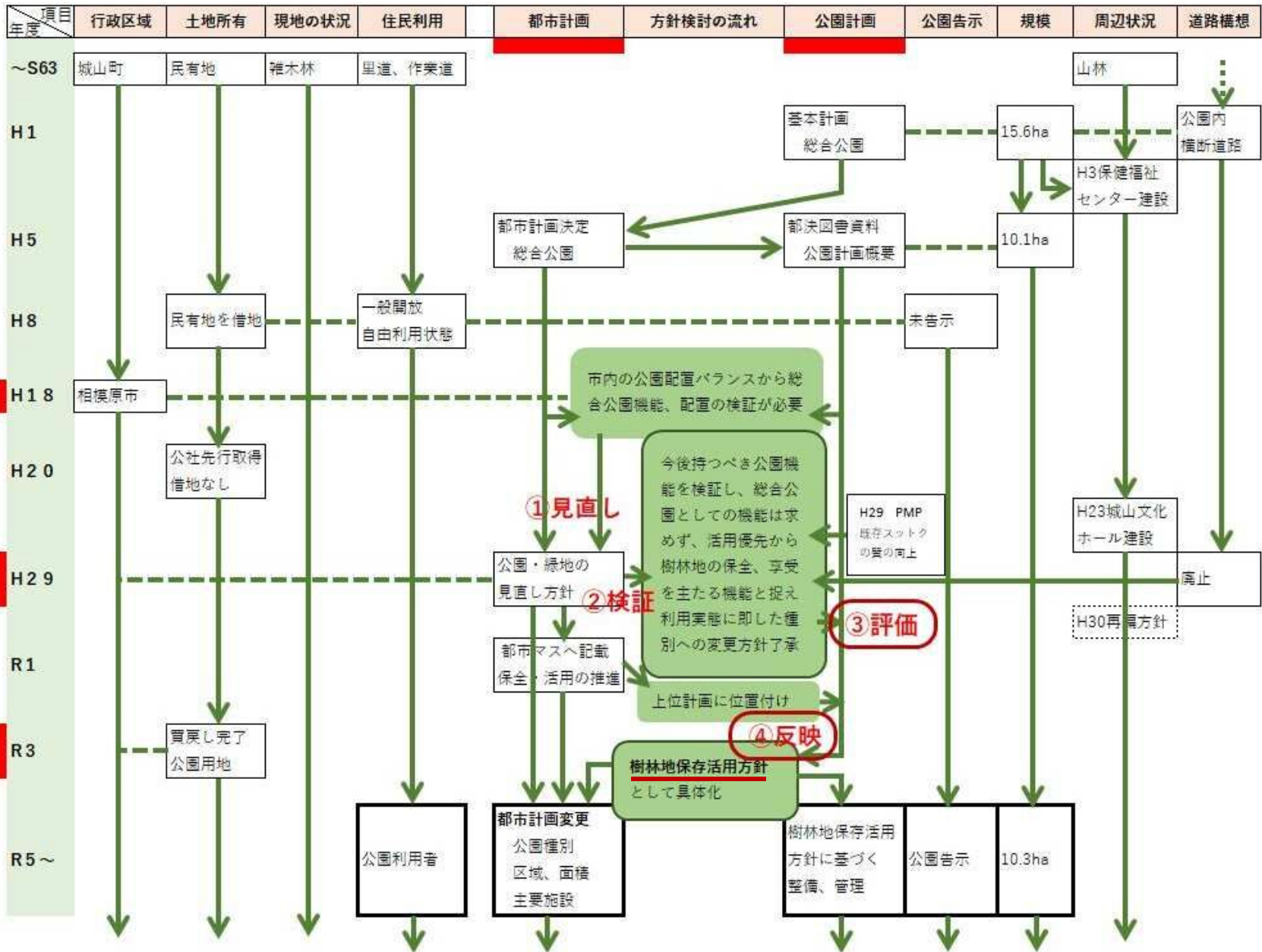
都市計画添付平面図(H5)



# 2 都市計画変更 に至る流れ

なぜ変更する

なぜこのタイミング



## 3 都市計画の変更内容

都市計画に定める事項	変更前	変更後	変更理由
公園種別	総合公園 4頁参照	<b>特殊公園(風致公園)</b> 4頁参照	総合公園機能を有した公園の市内配置バランスや当該区域に求められる公園機能から自然環境の保全、享受を主たる機能と捉えた公園種別へ変更するもの
名称	城山中央公園	<b>(仮称)城山春林公園</b>	公園種別変更に合わせて、広域性・拠点性を表す名称から地域性(旧字名)をイメージできる名称とするもの
位置	久保沢2丁目ほか	変更なし	
区域	5頁参照	<b>変更7箇所</b> 5頁参照	公園内道路構想の廃止及び用地取得に係る境界確定に伴う区域界の変更
面積	10.1ha	<b>10.3ha</b>	区域界変更に伴う面積の増加
備考 (主要施設)	芝生広場、散策路、駐車場、樹林地、池等 1頁参照	<b>樹林地、散策路、ベンチ等休憩施設</b> 6頁参照	総合公園の持つ公園機能に合わせた施設から現行区域の既存樹林地の保全や活用に沿った施設に変更するもの



## 4 公園種別の検討

### 検討公園種別の内容

#### 定義

#### 規模

都市公園法の区分		都市計画法の区分	
種類	種別		種別区分
住区基幹公園	街区公園	→	街区公園
	近隣公園	→	近隣公園
	地区公園	→	地区公園
都市基幹公園	総合公園	→	総合公園
	運動公園	→	運動公園
特殊公園	<b>風致公園</b>	→	<b>特殊公園</b>
	動植物公園	→	
	歴史公園	→	
	墓園	→	
緩衝緑地等	緩衝緑地	→	(緑地)
	<b>都市緑地</b>	→	
	緑道	→	

主として一つの市町村の区域内に居住する者が休息、観賞、散歩、遊戯、運動など総合的に利用することを目的とする

概ね10ha以上を標準とする

主として風致（自然の風景などの趣や味わい）の享受の用に供することを目的とする  
⇒存在価値+利用価値的側面

数値基準はないが、地形的まとまりを考慮した場合の孤立樹林の最小保全面積は10haとするという基準が参考にできる

主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図ることを目的とする  
⇒存在価値的側面

1箇所あたり面積0.1ha以上を標準とする  
(比較的小規模な緑地も対象)

## 5 都市計画区域及び面積の検討

### ● 区域の変更事由別整理

- ・ 道路廃止に伴う現道道路界への変更箇所

変2, 3, 6, 7

- ・ 境界確定による地番界への変更箇所

変1, 4, 5

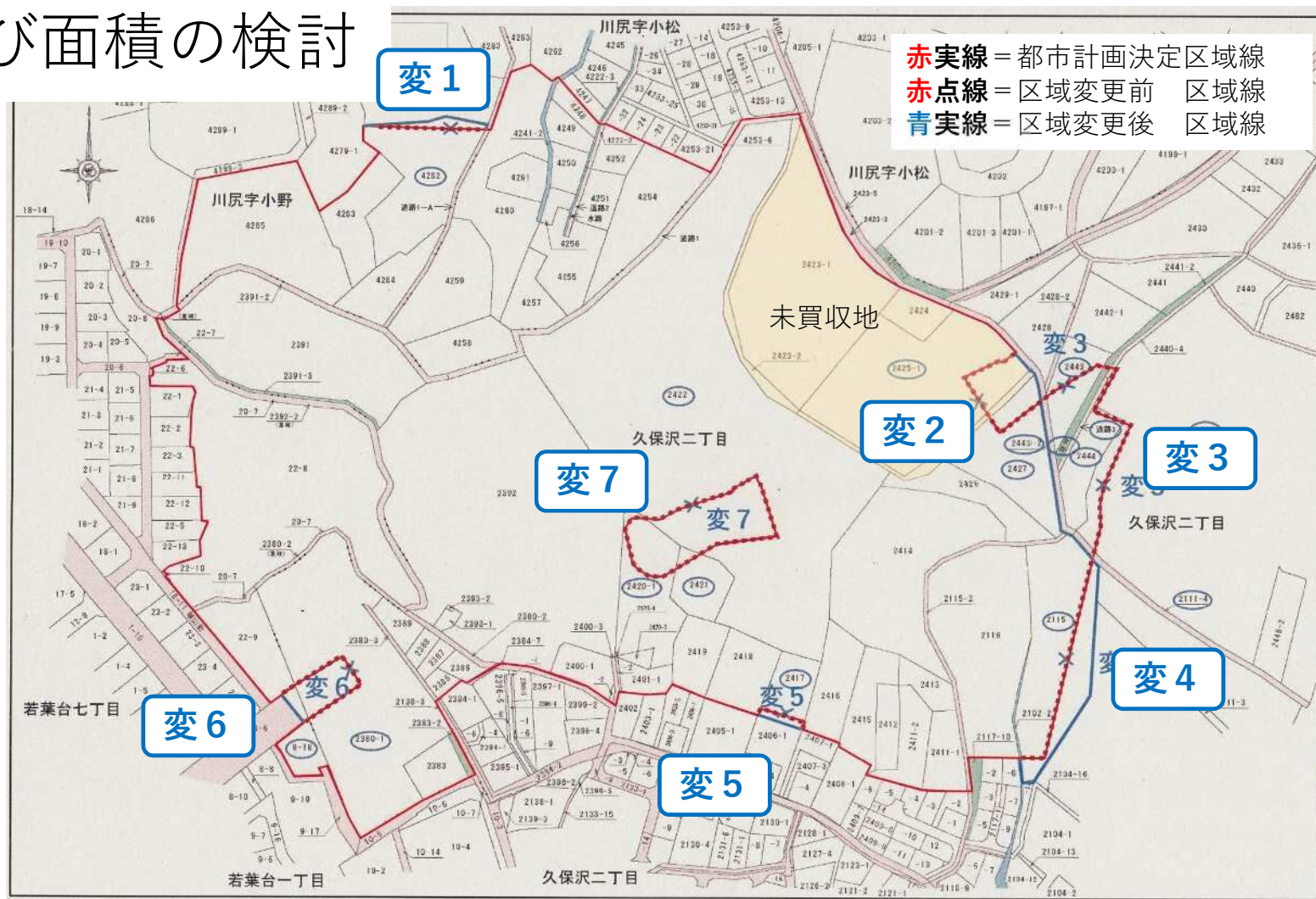
### ● 面積増減 (1,936㎡増)

- ・ 編入による増加

変1, 2, 4~7

- ・ 除外による減少

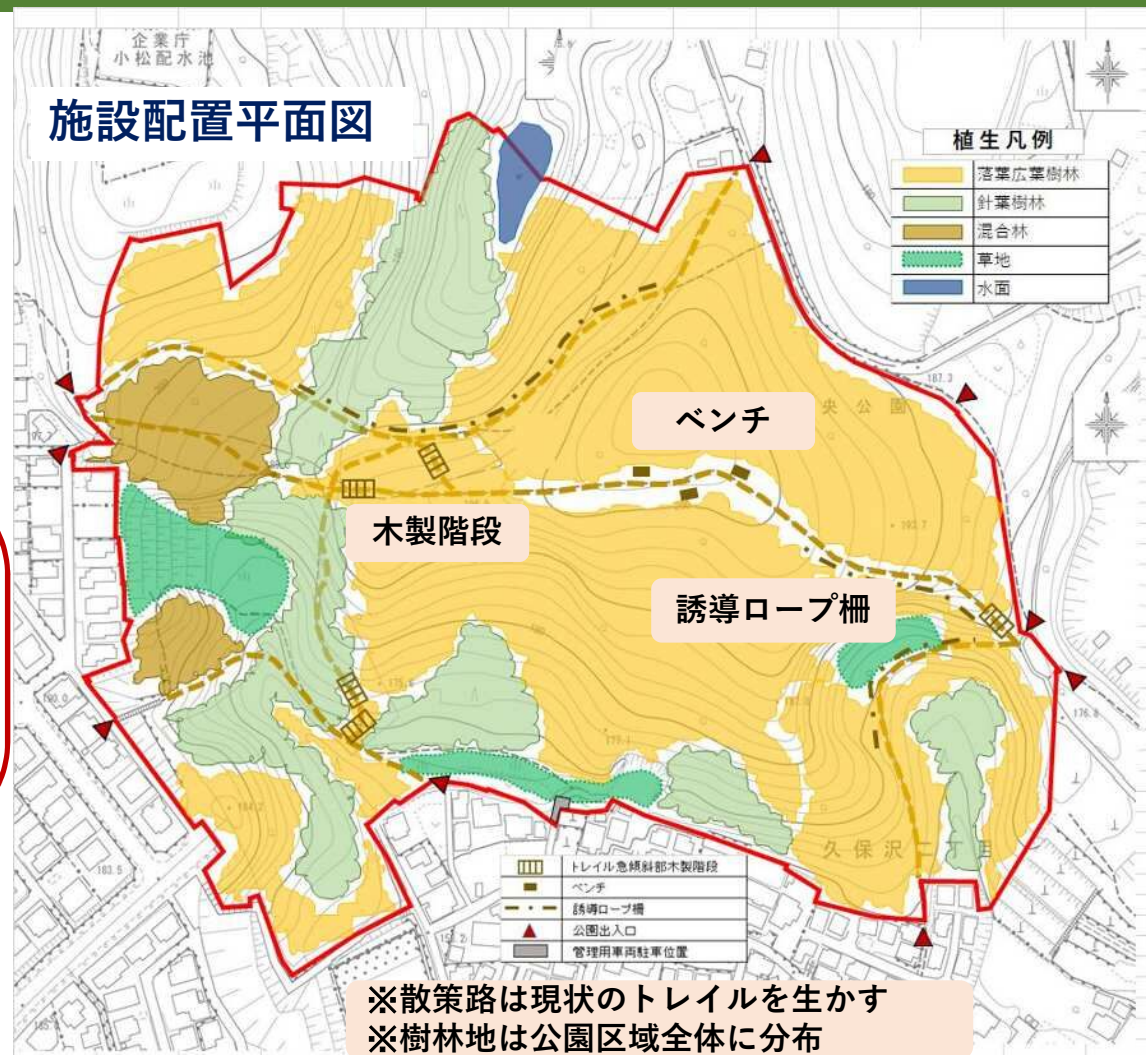
変3



## 6 主要施設の検討

- 樹林地保存活用方針に沿った施設配置平面図より

主要施設  
樹林地（修景施設）、  
散策路（園路施設）、  
休憩施設（ベンチ等小規模なもの）





## 7 今後のスケジュール

項目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度以降
都市計画変更関連				
変更内容確定（庁内調整）	↔			
地元、地権者への説明		☆		
事務手続き（諸機関協議、図書作成）			☆	☆
公園関連				☆
トレイル整備（木製階段）	↔			
公園告示				☆
未買収地（1地権者）対応		↔		

公園計画変更説明会  
都市計画説明会  
変更告示  
R5予算：1,255千円  
※借地契約または使用承諾  
将来買収

※未買収地については借地契約がH20年度に打ち切られているが、境界柵もなく一体的に自由利用（地権者は承知）されている。公園告示に伴い公園利用者が立入ることとなるため下記のような対応の選択が必要となる。

- ①柵設置による立入禁止措置または立入可とした場合の管理区分明示 ②借地契約再開による一体的利用状態確保 ③公園用地として買収



## 8 現場の樹林やトレイル（踏み後）の状況



散策路は現状のトレイルを生かす



- ・「樹林地保存活用方針」においてゾーニングした、トレイル沿いの利用を考慮した「活用区域」や宅地隣接部として倒木被害防止を図る「林縁部干渉区域」は除草や倒木対策を実施の上、自由利用されている
- ・現在も通常管理を行っており、都市計画変更により新たに大きく経費が発生することは基本的になし

# 事案調書(決定会議)

審議日 令和5年12月13日

案件名	2027年国際園芸博覧会(GREEN×EXPO2027)への参加について						
所管	環境経済	局区	部	水みどり環境公園	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	国際的な園芸博覧会の中でも最上位であるA1(エーワン)ランク規模の本博覧会に参加することで、本市の取組や魅力を国内外に発信することができるため、1,000万人超の来場者に向けて効果的なシティプロモーションが可能となるもの。					
	効果測定指標	(定量面)本市出展への入場者数、コンペティション順位 (定性面)入場者アンケート				施策番号	
	事業効果 年度目標	R5	R6	R7	R8	R9	R10
	※出展申込み(以降屋外出展に関するもの)	※出展の内定	※出展準備(契約、デザイン、設計)	※施工、設営	○入場者アンケート実施		

審議事項	<p>○国際園芸博覧会への参加に係る意思決定について ⇒2027年国際園芸博覧会協会から提案されている事業のうち、屋外出展については300㎡程度の庭園、建物付きでの出展を想定、イベント(催事)については今後参加の可否を検討する。 ※屋外出展は申込の開始時期や予算要求が早い時期にあるため、取り急ぎ参加に係る意思決定が求められる。</p> <p>○推進体制について ⇒屋外出展に関しては庭園を造成することが主になるため、公園課・水みどり環境課を中心として環境経済局で担当 ⇒博覧会協会から別に提案されているイベント参加(催事)については、市のPRが主になるため、参加の可否、規模等の検討を含めて観光・シティプロモーション課で検討する</p>
決定会議 審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり上部会議に付議する。

## 事案概要

- ・国際園芸家協会(AIPH)の承認を得て開催される国際的な博覧会
- ・規模に応じて4つランクがあるが、最上位のA1(エーワン)ランク相当
- ・1990年に大阪で開催された「国際花と緑の博覧会(大阪花の万博)」が唯一の実績(37年ぶり)
- ・開催時期は、2027年(令和9年)3月19日(金)～同年9月26日(日)の約6か月間
- ・開催場所は、横浜市(旧上瀬谷通信施設、約100ha)
- ・開催主体は、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会が自治体等へ参加を依頼

## 事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール						
	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施内容	屋外出展	庁内調整 組織・定数要 参加申込	庁議 予算要求	予算要求 基本設計 詳細設計	施工	撤去 事業実施 3月～9月
	催事参加	催事参加内容の検討・調整		参加申込 運営体制の調整		

○事業経費・財源		(千円)							
項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
事業費(費)				20,000	80,000				
うち任意分									
特財	国、県支出金								
	地方債								
	その他								
一般財源		0	0	20,000	80,000	0	0	0	
うち任意分									
捻出する財源※2									
一般財源拠出見込額		0	0	20,000	80,000	0	0	0	
元利償還金(交付税措置分を除く)									
捻出する財源概要									

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)		(人工)							
項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
実施に係る人工	A		1	1	1	1			
局内で捻出する人工※	B								
必要な人工	C=A-B	0	1	1	1	1	0	0	

局内で捻出する人工概要										
SDGs 関連ゴールに○ (○は3つまで)										
										○
										
				○		○				

日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期		報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供	なし

事前調整、検討経過等	
調整部局名等	調整内容・結果
関係課長打ち合わせ会議 (10/23)	内容:①国際園芸博覧会の概要、検討経過の情報共有について ②検討体制及びスケジュールについて 出席課:政策課、広域行政課、観光・シティプロモーション課、人事・給与課、財政課、水みどり環境課、公園課、都市建設総務室、地域経済政策課
観光・シティプロモーション課	庁議資料の調整(検討体制に関するもの)
人事・給与課	庁議資料の調整(検討体制に関するもの)
政策課	庁議資料の調整(全体)

備考	

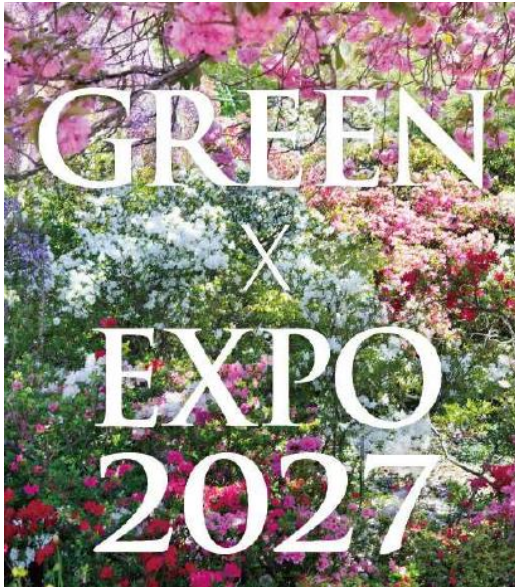


庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の 主な議論 (12/8)</p>	<p>【国際園芸博覧会に参加する目的、メリットの明確化について】          ○(財政課長) 出展するメリットは資料に示されているが、本市が出展する目的や効果、市がPRするのにより機会であることが分かるように、説明資料を追加したほうが良い。          →(地域経済政策課長) 世界に本市をどうアピールするかは、庁内で出展内容について検討していく必要があると考えている。          →(観光・シティプロモーション課長) 園芸博覧会としての大きなテーマがあると思うので、それに沿って、脱炭素など、本市の特徴をどうPRしたらよいか考えるのが大事ではないか。          →(財政課長) 何をやるのか定まっていなことは分かるが、PRに1億円を要することについて、説明資料を追加したらどうか。</p> <p>【出展に係る意思決定の範囲について】          ○(総務法制課長) 事業経費及び必要人工は屋外出展のみを想定したもので、屋内出展及びイベントは別途経費が発生するというものでよいか。          →(地域経済政策課長) そのとおりである。なお、屋外といっても、花の寄せ植え等のみどりだけでなく、ロケット等の構造物を設置するということも考えられるが、そうした経費は計上していない。300㎡の出展で概算1億円を見込んでいる。          ○(財政課長) 屋外出展に絞った審議ということによいか。          →(地域経済政策課長) 屋外出展の申込が年明けに開始されることから、屋外出展に関してのみ庁議に諮った。屋内出展やイベントの詳細については、来年度の今ぐらいの時期に出てくると思われるので、それを踏まえて参加の可否について検討していくことになる。          ○(総務法制課長) 屋内出展やイベントに関しては、今後、改めて意思決定を行うことが分かりづらいため、そうした説明も資料に示した方が良いのではないか。</p> <p>【令和6年度の推進体制について】          ○(人事・給与課長) 令和6年度の推進体制として、1名の人工が必要だと相談を受けている。令和6年度の事務としては、屋外出展の検討と連絡調整だと認識しているが、1名の人工を年度当初から要するの判断しかねる。年度途中の10月から増やすということも考えられる。          →(公園課長) 令和8年度の工事に向けて、令和7年度に基本設計や詳細設計を行う必要があるが、令和6年度には基本計画の策定も想定しており、1名の人工が必要だと考えている。          →(人事・給与課長) 内容が明確化した段階で、人工を付ければよいのではないか。必要人工については別途調整させていただきたい。          →(水みどり環境課長) おそらく年明け以降になれば、加速的に内容が決まってくると考えている。その都度相談させていただきたい。</p> <p>≪原案を一部修正し、上部会議に付議する。≫</p>
----------------------------------	--



12月13日（水） 決定会議



# 2027年国際園芸博覧会 (GREEN × EXPO2027) への参加について

SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT **GOALS**

環境経済局 水みどり環境課・公園課

# 1. 概要

- ・ 国際園芸家協会（A I P H）の承認を得て開催される国際的な博覧会
- ・ 規模に応じて4つランクがあるが、最上位のA 1（エーワン）ランク相当
- ・ 1990年に大阪で開催された「国際花と緑の博覧会（大阪花の万博）」が唯一の実績（37年ぶり）
- ・ 開催時期は、2027年（令和9年）3月19日（金）～ 同年9月26日（日）の約6か月間
- ・ 開催場所は、横浜市（旧上瀬谷通信施設、約100ha）
- ・ 開催主体は、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会が自治体等へ参加を依頼

## 2. 経過

- 第1回2027年国際園芸博覧会推進連絡会議（WEB会議）（R4.12.2）
- 第2回2027年国際園芸博覧会推進連絡会議（WEB会議）（R5.5.17）
- 国際園芸博覧会協会事務局との打ち合わせ（R5.6.19）
- 第3回2027年国際園芸博覧会推進連絡会議（WEB会議）（R5.7.25）
- 国際園芸博覧会協会事務総長表敬訪問（R5.9.6）
- GREEN×EXPO2027 共創キックオフミーティング（R5.9.26）
- 国際園芸博覧会協会事務局との打ち合わせ（R5.10.18）
- 関係課長打合せ会議（R5.10.23）
- 調整会議（R5.12.8）

### 3. 開催テーマ

「**幸せを創る明日の風景**」をテーマに、花や緑との関わりを通じ、自然と共生した持続可能で幸福感が深まる社会の創造を目的として開催。

#### 【サブテーマ】

- ①自然との調和 Co-adaptation
- ②緑や農による共存 Co-existence
- ③新産業の創出 Co-creation
- ④連携による解決 Co-operation

上記のテーマを踏まえて、本市が参加する目的は次のとおり

1. 開催県及び県内の政令指定都市として協力するとともに、**九都県市と連携し、SDGsの達成やグリーン社会の実現を推進**するもの
2. 「自然と人が共生するまち相模原」を目指す本市として、「**都市と自然がベストミックスしたまち**」の魅力を国内外にPRするとともに、市民の緑や環境に対する意識啓発・向上につながるもの
3. 本市の様々な観光資源を使って、本市の**観光振興へ貢献するとともに本市の魅力のアピール**するもの



## 4. 本市が参加するメリットと方法

### (1) メリット

- ①本市の知名度（JAXA、リニア）や存在感を世界的に向上
- ②本市の取組（SDGs、脱炭素）を日本及び世界に発信
- ③1,000万人超の来場者に向けたシティプロモーション
- ④参加者間の新たなつながりの獲得、連携や共創を拡大

⇒本市の魅力や総合計画の重点テーマで掲げる項目を中心に広くPRすることができる

少子化対策、雇用促進対策、中山間地域対策、ロボット、地域の祭り・イベント etc

⇒市の施策や魅力、個性を最も効果的にPRできる具体的な手法を  
庁内全体で検討する必要がある

### (2) 参加方法

自治体の参加方法には出展（①屋外出展と②屋内出展の2種類がある）と③イベント（催事）がある

# 多様な出展イメージ【出展イメージ】

各自治体の特色に合わせて、多様な出展・催事テーマを選択可能

## 観光

- ・ 地域特有の文化
- ・ 観光名所
- ・ ガーデンツーリズム
- ・ 有名祭事
- ・ 国際イベント
- ・ 伝統工芸
- ・ アート



## 地方創生

- ・ 移住促進
- ・ 企業誘致
- ・ GX関連産業

## 花・緑

- ・ 技術、デザイン
- ・ 伝統園芸
- ・ 新商品
- ・ 企業連携
- ・ 生物多様性



## 農・食

- ・ 果樹・野菜・畜産
- ・ 里山の自然共生
- ・ 農福連携
- ・ 農業技術
- ・ 食文化
- ・ ジビエ



## ①屋外出展

- ・優れた造園技術やデザイン、地域資源のPR、環境などへの取組等を展示する庭園や花壇出展（物販は不可）
- ・出展期間は「全期間」192日間
- ・区画規模は、1区画25㎡～（複数区画の使用可）
- ・出展料は無料。設計・施工・撤去費用が必要



## ②屋内出展

- ・ 協会が整備する施設内で、屋内庭園やフラワーアレンジメント、生け花、盆栽などの作品の出品や花き園芸植物、文化活動、地域資源などの出展（物販は不可）
- ・ 1区画20㎡～、出展料は無料。全期間出展と短期間出展（9日間程度）がある
- ・ 自主施工方式のみ。デザイン、材料調達、施工、メンテナンス、撤去を行う必要あり





### ③ イベント（催事）

- ・ 会場内に設けられた催事場で自治体独自の催事を実施
- ・ 自治体デーとして「都道府県の日」、「市の日」などを設定してPRを行う
- ・ 催事場では物販やワークショップ等のPRイベントが可能。費用（材料費、人件費等）は自己負担



# 出展テーマ（例）と配置案



## 5. 協会から本市へ提案について

2027年国際園芸博覧会協会から以下の参加提案あり（令和5年10月18日）

### （1）出展

川や山が近く、大規模公園、JAXA相模原キャンパスなど、都市と自然が融合した相模原の魅力をPRできる展示  
（具体的には、屋外で300㎡程度の庭園、建物付きを想定）

### （2）イベント

「相模原市の日」を設定し、催事スペースにおけるイベントの実施  
（式典、祭り、ショー等）

### （3）その他

マルシェでの市内農産物「さがみはらのめぐみ」の物販など

## 6. 本市の参加について

### (1) 屋外出展の意思決定について

- ・ 国際園芸博覧会は国や県が一丸となって取り組む一大事業
- ・ 本市の魅力を国内外に効果的に発信できる絶好の機会であり、近隣自治体の動向を鑑みても参加することが望ましい
- ・ 出展方法によって参加の申し込み時期が異なるが、屋外出展は、令和5年12月以降に募集が開始される見込みであることから、早急な意思決定が求められる

### (2) 他市の状況

神奈川県・横浜市・川崎市は屋外出展に参加予定



## (3) 経費

協会が全国都市緑化フェアから屋外出展の経費を試算

【都市緑化フェア】 期間約2ヶ月、面積40m<sup>2</sup> ⇒ 約1,000万円

【国際園芸博覧会】 期間約6ヶ月、面積300m<sup>2</sup>に換算すると約1億円  
想定される費用：材料費(植物、樹木、資材、工作物等)、建物費、  
維持管理費、撤去費、設計調整費 など

※ 上記金額には、屋内出展・イベント(催事)は含まれない。  
屋内出展・イベントについては協会から示される募集内容や時期  
を注視しながら、検討を行うこととなる。

## 7. 推進体制（案）について

### （1）屋外出展

庭園を造成することが主になるため、公園課・水みどり環境課を中心として環境経済局で担当する

### （2）イベント参加（催事）

市のPRが主になるため、出展の可否などについて、市長公室が主体となって検討する

### （3）令和6年度に想定される事務と職員体制

- ・ 博覧会協会や推進連絡会議との連絡調整
- ・ 庁内検討会議の開催や外部関係団体との調整
- ・ 国際園芸博覧会の機運醸成に係る関係機関との調整
- ・ 屋外出展に係る展示内容の企画検討、予算調整

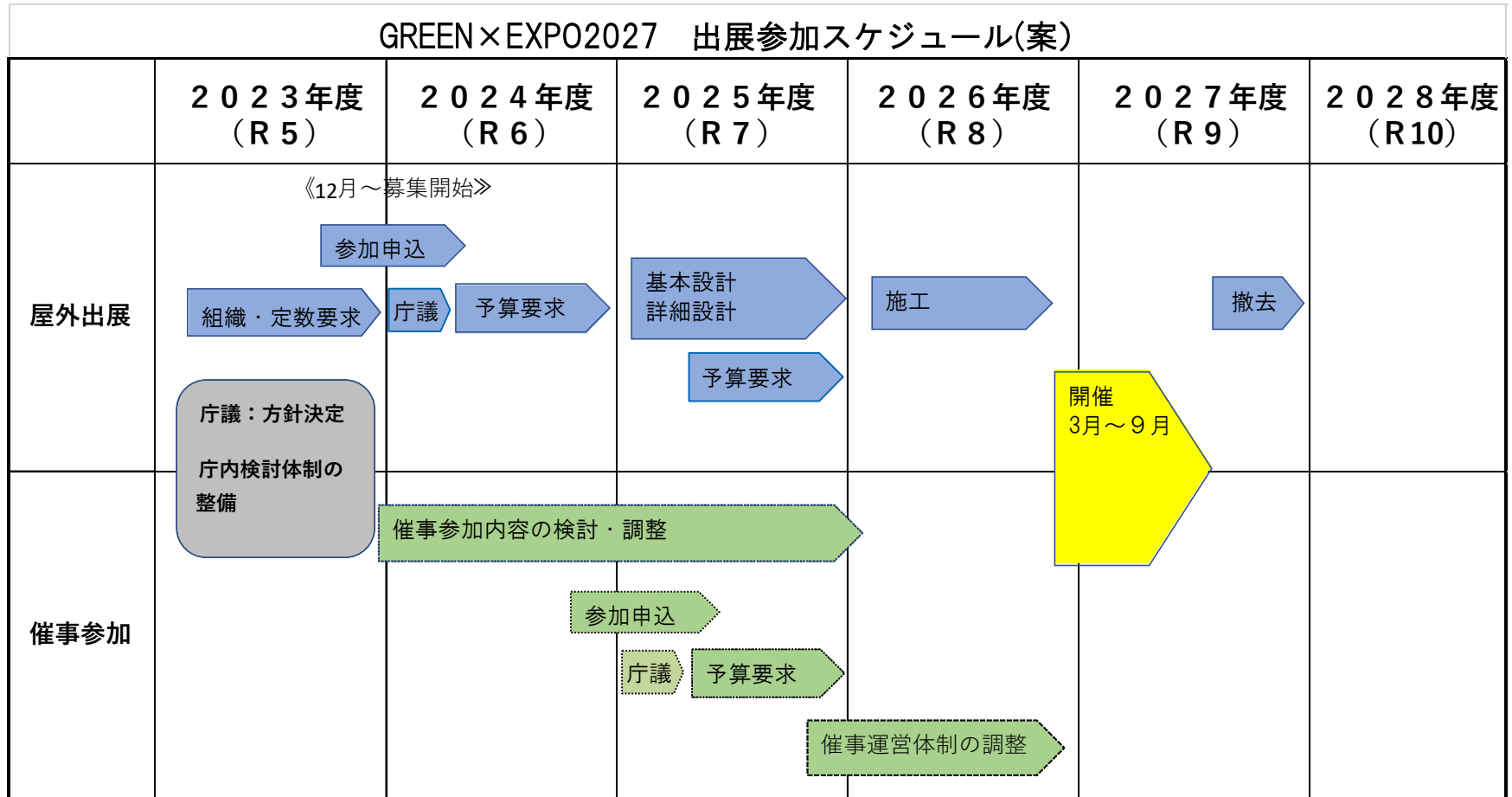
⇒令和6年4月～ ※人事・給与課と調整中

- ・ 環境経済局に専任職員（主幹級又は副主幹級）配置（1名）

※市のPRの具体的な方針の検討や庁内・関係団体等の調整について専任職員の配置が必要

※出展に関わる関係課の協力が必須

## (4) スケジュール (案)



# 事案調書(決定会議)

審議日 令和5年12月13日

案件名	市立高齢者デイサービスセンターの今後の取扱い方針について								
所管	健康福祉	局区	地域包括ケア推進	部	高齢・障害者福祉	課	担当者	内線	
事業効果 総合計画との関連	事業効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>市立高齢者デイサービスセンター廃止による事務負担、人件費の減</li> <li>市立高齢者デイサービスセンター廃止による新たな事業への跡地活用</li> </ul>							
	効果測定指標						施策番号		
	事業効果 年度目標	R5	R6	R7					

審議事項 <b>庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論</b>	<p>▽市立高齢者デイサービスセンターの今後の取扱い方針について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の指定管理期間満了となる令和7年3月31日をもって廃止する(「市立高齢者デイサービスセンター条例」の廃止)。</li> <li>新たな事業や真に必要な事業への跡地活用に向けて、健康福祉局内での活用検討後、未利用資産活用・調整会議へ諮る。</li> </ul>
決定会議 審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。

## 事案概要

相模原市行財政構造改革プランにおいて、「民間デイサービスセンターが増加している状況を踏まえ、指定管理者の更新のタイミング(令和3年度)までに方向性を定め、改革プランの期間内で民間への移管又は廃止に向けた取組を実施します。」としており、今後の取扱い方針を検討した結果について、諮るもの。

## 事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
実施内容	【高齢・障害者福祉課】	10月〱庁議	民生部会で説明 【3月〱議会】	施設廃止条例の上程 【6月〱議会】	3月〱条例廃止				
	【利用者・家族へ】		2月〱今後の取扱い方針(案)に関する説明	7月:新たな通所先の調整に向けた説明 10月〱新たな通所先の調整					
		11月〱跡地活用の検討			4月〱跡地活用又は跡地の維持管理				
					4月〱新たな通所先へ通所				



○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費(民生費)		435	344	2,080	1,000	1,000	1,000	1,000
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		435	344	2,080	1,000	1,000	1,000	1,000
うち任意分		435	344	2,080	1,000	1,000	1,000	1,000
捻出する財源※2								
一般財源抛出現込額		435	344	2,080	1,000	1,000	1,000	1,000
元利償還金(交付税措置分を除く)								

捻出する財源概要

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工※	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに○ (○は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	○	○							

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和6年6月	定例会議	報道への情報提供	資料提供
	パブリックコメント	なし		時期		議会への情報提供	部会	令和6年3月

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
政策課	関係課長打合せ会議にて説明(令和5年9月29日実施)
経営監理課	同上
総務法制課	同上
財政課	同上
アセットマネジメント推進課	同上
管財課	同上
住宅課	同上
健康福祉総務室	同上
福祉基盤課	同上

備考

R7以降の事業経費は跡地活用検討継続となった場合の施設維持管理費(1,000千円)  
※R7については、モニタリング・最終評価の委員謝礼180千円と産廃処分費900千円(想定)含む

## 庁議におけるこれまでの議論

### 調整会議の 主な議論 (10/6)

#### 【事案調書について】

○(総務法制課長)事案調書のスケジュール欄について、表記が省略されていて中身が分かりづらい。

→(健康福祉総務室長)修正する。

#### 【現在の指定管理者制度との比較について】

○(アセットマネジメント推進課総括副主幹)スライドの9ページについて、事務負担が大きい小さいという表現に違和感がある。人件費がかかるという話であれば分かるが、事務負担が大きいから事業をやらないという判断にはならないと思われ、表現について検討していただきたい。また、廃止の欄にのみ令和7年度にモニタリング費用がかかると記載があるが、民間移管の場合においても同様に必要ではないか。

→(健康福祉総務室長)必要となるため、修正する。

#### 【跡地活用について】

○(アセットマネジメント推進課総括副主幹)国庫納付金について話があったが、跡地活用に当たり、その他ハード面、ソフト面における制約があれば伺いたい。

→(高齢・障害者福祉課長)水回りはかなり老朽化しているので、そのまま使用することは難しいと思われる。

○(アセットマネジメント推進課総括副主幹)市営住宅との複合施設であり、単体での検討ができないため、その辺りの情報を教えていただきながら検討を進めさせていただきたい。

#### 【指定都市の民間移管又は廃止の状況について】

○(財政課長)5ページについて、充足したと判断という表現があるが、役割を終えたという各都市の判断だと思われるので、表現について検討いただきたい。

→(健康福祉総務室長)修正する。

#### 【「利用者との意見交換会」の結果について】

○(政策課長)利用者3人に説明とあったが、施設ごとに説明会を実施していると思うので、結果、参加者がいなかったとしても、行った取組を経過として示した方がいいのではないかと。

→(健康福祉総務室長)修正する。

≪原案を一部修正し、上部会議に付議する。≫

決定会議の  
主な議論  
(10/16)

【市民説明等について】

- (市長公室長)3月議会で廃止する決定をした後に説明会を開催するのはなぜか。
- (高齢・障害者福祉課長)すでに説明は実施してきており、一定の理解は得られている状況であり、廃止が決定したことを説明する場である。
- (総務局長)部会で説明する前後で、市としての方針が決まったことの説明を行い、丁寧に対応していく必要があると考える。
- (総務法制課長)4月の説明会と10月の新たな通所先の調整を分けているが、4月の説明会は今後のサービス提供についての内容になると思われるので、一体的に捉えていくものとする。

【関係者への影響について】

- (総務局長)施設の利用登録者数は何人くらいか。
- (高齢・障害者福祉課長)1施設50人くらいである。
- (総務局長)定員数を表記しているが、影響者数が実態より少なく見えてしまうので、記載の仕方を検討してもらいたい。
- (総務局長)事業所従事者は、施設を廃止することによって、雇止めになることはないか。
- (高齢・障害者福祉課長)他の事業所に移ることが可能であり、雇止めになることはない。

【跡地活用について】

- (総務局長)未利用資産活用調整会議に諮るとあるが、例えば、地域包括支援センターに賃借料補助をして運営しているところもあるので、健康福祉局内での積極的な活用も検討いただきたい。
- (財政局長)跡地活用の考え方について、民間移管の可能性は残さないのか。
- (高齢・障害者福祉課長)基本的には、デイサービス事業における市の役割は終えたという考え方であり、その上で最終的に廃止するという結論に至ったものであるため、他の分野での行政利用の検討を優先するものである。

【意見聴取について】

- (財政局長)市民説明会を合計8回実施したが、参加者は6名と少なく、利用者意見調査では156人とあるが、利用者の意見はこの2つの方法で聴取できているということで良いか。
- (高齢・障害者福祉課長)利用者意見調査はアンケート形式で実施しており、156人中135人から意見を聴取できている。それに加え、直接話を聞く機会を設けたが、方針が確定していない中では希望者が6名と少なかったものとする。

《原案を一部修正し、承認する。》

# 市立高齢者デイサービスセンターの 今後の取扱い方針について

- 1・・・施設概要
- 2・・・取扱い方針の検討
- 3・・・今後の取扱い方針（案）
- 4・・・今後のスケジュール

《行財政構造改革プランの位置づけ》

**方向性：見直し/手法：民間へ移管又は廃止**

民間デイサービスセンターが増加している状況を踏まえ、指定管理者の更新のタイミング(令和3年度)までに方向性を定め、改革プランの期間内で民間への移管又は廃止に向けた取組を実施します。





# 1 施設概要

	清新デイサービスセンター	星が丘デイサービスセンター	古淵デイサービスセンター
施設名			
所在地	中央区清新5-3-1 (市営清新住宅内)	中央区星が丘4-9-14 (市営星が丘住宅内)	南区古淵4-24-1 (市営古淵住宅内)
開館年度	平成9年度(築26年)	平成10年度(築25年)	平成11年度(築24年)
指定管理者	社会福祉法人智泉会	社会福祉法人上溝緑寿会	社会福祉法人たけのうち福祉会
敷地面積	1,533.02㎡	2,300.81㎡	2,639.48㎡
構造	鉄筋コンクリート造 地下1階・地上5階建	鉄筋コンクリート造 地下1階・地上4階建	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階・地上6階建
施設の床面積	597.69㎡ (内訳) 1階 425.21㎡ 地下1階 110.00㎡ ピロティ・駐車場 62.48㎡	594.32㎡ (内訳) 1階 431.68㎡ 地下1階 152.98㎡ 自転車置場 9.66㎡	507.63㎡ (内訳) 1階 401.43㎡ 地下1階 106.20㎡
施設目的・利用内容	在宅の介護を必要とする高齢者に対し、入浴、給食その他のサービスを提供することにより、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的及び精神的な負担を軽減させるための施設。		
その他	市は、現指定管理者が加入する市高齢者福祉施設協議会と、「災害時における要援護高齢者等の受入れに関する協定」を締結しており、3施設ともに、災害時における要援護高齢者等の受入れ施設となっている。		

# 1 施設概要

## (1) 指定管理期間

3年間：令和4年4月1日から令和7年3月31日まで（現在2年目）

## (2) 契約者数・定員数【令和5年8月末時点】

施設	清 新	星が丘	古 淵
契約者数（定員数）	53人(27人)	58人(25人)	49人(25人)

## (3) 延利用者数・利用率【前指定管理期間】

年 度		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	平均
延利用者数 （利用率）	清 新	6,450人 (93.3%)	6,123人 (88.6%)	6,215人 (89.6%)	5,518人 (79.2%)	5,635人 (80.9%)	5,988人 (86.3%)
	星が丘	5,868人 (75.5%)	6,260人 (81.2%)	6,107人 (79.3%)	5,612人 (72.6%)	4,921人 (64.1%)	5,753人 (74.6%)
	古 淵	4,920人 (77.2%)	4,382人 (58.6%)	4,148人 (62.6%)	4,760人 (74.1%)	5,891人 (92.0%)	4,820人 (72.9%)

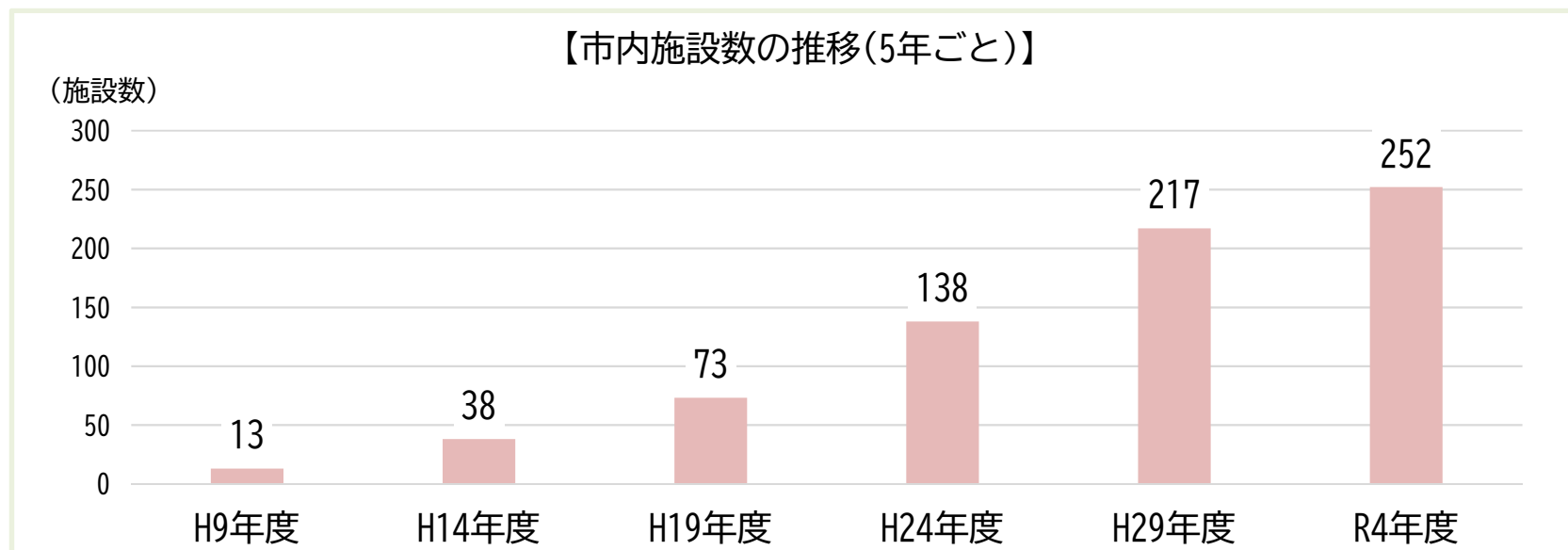
## (4) 施設維持管理経費

令和5年度予算：435千円（内訳：311千円（AED使用料、委員謝礼等）  
124千円（建築設備定期点検））

※協定上、10万円を超える備品購入費、250万円を超える修繕費等は市が負担

## 2 取扱い方針の検討

### (1) 市内の高齢者デイサービスセンター（通所介護施設）の状況




- ・ 市が、市内施設の整備を促進するため、平成9年に市立清新デイサービスセンターを開設した当時、市立施設を含めて市内における施設数は13施設。  
その後、市立施設については、平成10年に星が丘、11年に古淵の合計2施設を設置。
- ・ 令和4年度には、市内に市立施設を含めて252施設（令和5年8月時点では248施設）が設置され、当時と比較し大幅に増加。

**👉 民間事業者が事業に数多く参入し、施設設置当初の目的は達成。  
⇒公の施設としての役割は終了。**

## 2 取扱い方針の検討

### (2) 指定都市の民間移管又は廃止の状況【令和4年7月調査時】

		(市)	
民間移管	実施済 4	予定・検討 0	
	新潟、静岡、福岡、熊本	—	
廃止	実施済 5	予定・検討 2	
	仙台、川崎、新潟、岡山、北九州	さいたま、新潟	
	(参考) 近隣市		
	八王子	町田	
民間移管 または 廃止を検討	4		
	仙台、さいたま、新潟、相模原		
	(参考) 近隣市		
	町田		

 他の指定都市においても、民間施設が増加していることで、公の施設の役割を終えたとして、民間移管又は廃止している。



## 2 取扱い方針の検討

### (3) 「利用者意見調査」の結果

▽「民間移管」や「廃止」の際の意見を確認するため、調査期間中に利用予定のある施設利用者を対象に意見調査を実施（調査票配布156人・回答135人）

#### 【主な質問と回答】

【問】市立デイに通所している理由として、最も優先している理由は。

⇒「入浴できること」が最も多い回答（23.4%）、次いで「場所・立地がいい」、「運営法人・施設職員がいい」となりました。

【問】「民間移管」により運営する事業者が変わっても、通所を継続しますか。

⇒「はい」が（74.5%）、「いいえ」が（25.5%）となりました。

【問】市立デイサービスセンターを「廃止」する場合、新たな通所先に求めるものは。

⇒「入浴」が最も多い回答（33.3%）、次いで「場所・立地」、「施設・設備」となりました。

【問】「廃止」する場合の、通所先に関する意向について。

⇒「現法人が運営する施設」（49.5%）と「法人にはこだわらず、条件の合う施設」（50.5%）で、概ね半分ずつとなりました。

#### 【自由意見など】

- ・ 住み慣れた地域でなじんだ事業者と職員との生活がベストである。
- ・ 大きな環境変化への対応が難しいと思うので、利用者が不安を感じないよう配慮を。
- ・ 利用料金がどうなるのか、不安である。など

## 2 取扱い方針の検討

### (4) 「利用者との意見交換会」の結果

▽施設利用者やその家族と直接対話する機会として、8月下旬から9月上旬にかけて、意見交換会を実施

参加者数：合計6人（利用者3人、家族3人）

開催回数：8回（3施設×2回、市役所会議室棟で2回）

#### 【主な意見など】

- 環境の変化（職員が変わるなど）が心配である。
- 慣れるまでに時間がかかることに不安がある。
- 料金は、どのくらい変わるのか。

👉 意見調査と意見交換会の結果として、現段階での利用者の主な声は、次の点である。

- 現在の環境に慣れている（施設職員、場所）。
- 料金がどうなるのか。
- 入浴サービスが必要。

## 2 取扱い方針の検討

### (5) 「現指定管理者との意見交換」の結果

指定管理者	①民間移管した場合の 事業継続意向について	②廃止した場合の 利用者取扱いについて
社会福祉法人智泉会 【清新デイサービスセンター】	・ 今後法人内で検討	・ 利用者を法人内の別施設で受け入れるかは未定だが、6か月程度あれば、新たな通所先を探すことは可能
社会福祉法人上溝緑寿会 【星が丘デイサービスセンター】	・ 条件次第ではあるが、検討の余地あり	・ 希望する利用者については、法人内の別施設（新設を含む）で受け入れる予定
社会福祉法人たけのうち福祉会 【古淵デイサービスセンター】	・ 条件次第ではあるが、意向あり	・ 希望する利用者については、法人内の別施設（新設を含む）で受け入れる予定

- 👉 民間移管への意向は、各指定管理者で温度差がある。
- 👉 現利用者の通所先の確保については、対応可能。

## 2 取扱い方針の検討

### (6) 現在の指定管理者制度との比較

管理・運営方法		市の支出				市の収入	事務の内容など	
		指定管理料	維持管理・修繕等	人件費	国庫納付金			
R5	指定管理者制度	なし	・施設維持管理経費 (R5予算435千円) ※協定上、10万円を超える備品購入費、250万円を超える修繕費等は市が負担	0.7 人工	—	なし	・指定管理者制度の運用 (事業者選考、選考委員会の運営、モニタリング、各種協議、修繕対応など)	
R7から	民間移管	有償貸付	—	・修繕等に係る経費 (基本的に市が負担)	0.5 人工	あり	建物貸付料	・事業者選考として いることから、提案 内容の履行状況の確 認などが必要。
		無償貸付	—	・なし ※貸付の条件「修繕等の維持管理費は借り手側負担」	0.1 人工	なし	駐車場使用料	
	廃止 (跡地活用決定まで)	—	・施設維持管理経費 (光熱水費、機械警備、清掃委託費など1,000千円+α/年)	0.1 人工	なし	なし	・維持管理に係る契約事務	

※R7のみ指定管理者制度の運用を継続するため、モニタリング・最終評価に係る事務あり（委員謝礼180千円の支出あり）。  
※民間移管・廃止ともに産廃処分費の支出を想定。

- 👉 民間移管…市としては、条例廃止後もデイサービスセンターの維持管理に関わることになる。
- 👉 廃止…跡地活用の検討を通し、新たな事業や真に必要な事業への活用へつなげていく。



### 3 今後の取扱い方針（案）

- 公の施設としての役割は終了したとして、市立高齢者デイサービスセンターは現在の指定管理期間満了となる令和7年3月31日をもって廃止する（「市立高齢者デイサービスセンター条例」の廃止）。

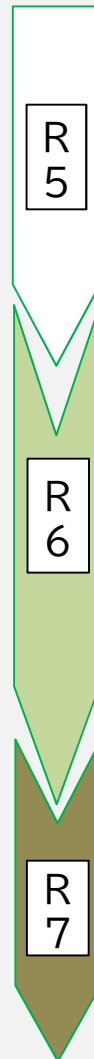
利用者の疑問点	対応など
利用料金は変更になるのか？	利用料金は介護報酬の告示上の額で算定されるため、同一条件で同一サービスを提供した場合、市立と民間で変わりはない。
新たな通所先は見つかるのか？	指定管理者やケアマネジャーと調整し、新たな通所先を見つけることは可能。
「入浴」ができる施設が見つかるのか？	市内施設の約3割は、特殊浴槽、リフト浴による入浴サービスを実施しており、入浴可能な施設への通所は可能。

- 新たな事業や真に必要な事業への跡地活用に向けて、健康福祉局内での活用検討後、未利用資産活用・調整会議へ諮る。

## 4 今後のスケジュール

### ◆高齢・障害者福祉課◆

- ・ 10月 庁議
- ・ 11月～ 跡地活用の検討
- ・ 3月 議会(民生部会で説明)
- ・ 6月 議会(施設廃止条例の上程)
- ・ 3月 「市立高齢者デイサービスセンター条例廃止」
- ・ 4月～ 跡地活用又は跡地の維持管理



### ◇利用者・家族への対応◇

- ・ 2月～ 今後の取扱い方針(案)に関する説明
- ・ 7月 新たな通所先の調整に向けた説明
- ・ 10月～ 新たな通所先の調整
- ・ 4月～ 新たな通所先へ通所

# 事案調書(決定会議)

審議日 令和5年12月13日

案件名	国民健康保険税率の見直しについて						
所管	健康福祉 局	生活福祉 部	保険企画 課	担当者		内線	
事業効果 総合計画との関連	事業効果	国民健康保険税率を改定することで、国民健康保険財政の収支改善を図るもの					
	効果測定指標	国民健康保険事業特別会計事業勘定の決算			施策番号		
		R5	R6	R7	R8		
	事業効果 年度目標		決算補填等目的の法定外一般会計繰入をしないこと	決算補填等目的の法定外一般会計繰入をしないこと	〃		

審議事項 <b>庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論</b>	<input type="checkbox"/> 国民健康保険税率の改定案について <input type="checkbox"/> 子どもの均等割減額措置について <input type="checkbox"/> 一般会計から国保基金への積立について
決定会議 審議結果 (政策課記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 継続審議とする。

## 事案概要

国民健康保険に係る財政収支の見通しを踏まえて国民健康保険税率を改定(※)するとともに、未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置について本市独自施策として対象年齢を拡大するもの  
 また、国保基金の財政調整機能の維持のため、一般会計から国保基金への積立を検討するもの  
 ※ 本年11月に神奈川県から示された仮係数に基づく令和6年度における本市の納付金額及び標準保険料率を踏まえて仮算定したもので、最終的な国民健康保険税率(案)は、令和6年1月に同県から示される確定値をもって決定するもの

## 事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

### ○事業スケジュール

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施内容	庁内調整 予算査定 国保運営協議会 議案上程等						
	事業実施						

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費(民生費)		100,000	100,000					
うち任意分		100,000	100,000					
特財								
国、県支出金		0	0					
地方債		0	0					
その他		0	0					
一般財源		100,000	100,000	0	0	0	0	0
うち任意分		0	0					
捻出する財源※2		100,000	100,000					
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)		0	0	0	0	0	0	0
捻出する財源概要	国民健康保険財政調整基金(子どもの均等割減額措置について)							

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A	0	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工※	B	0	0	0	0	0	0	0
必要人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに○ (○は3つまで)									
			○						
									

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和6年3月	定例会議	報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	なし		時期		議会への情報提供	なし	

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
R5.12.4 関係課長打ち合わせ 会議 (政策課、総務法制課、財政課、税制・債権対策課、健康福祉総務室、国保年金課)	○国民健康保険税率の改定案について ○子どもの均等割減額措置について ○一般会計から国保基金への積立の検討 結果:資料を一部修正の上、調整会議に付議することとする。

備考	
----	--

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の  
主な議論  
(12/8)

【国民健康保険税率の改定案について】

- (総務法制課長)2年に1回の改定を基本としつつ、3年間改定していない時期もあるなど、改定の要否について毎年大きな議論となっている。一般会計から基金への積立額は多くなるが、連続改定を見据えた中で、今回5%の改定を行うのが良いと考える。
  - (保険企画課長)令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響から、不透明な状況があり改定を行うことが難しかった事情がある。
  - (総務法制課長)均して毎年改定する方が議案としても説明がしやすいのではないかと。1回据え置いで10%上げるとなると議論が噴出する。
- (財政課長)8%の改定と合わせて一般会計から基金への積み立てを行うことを担当課案とした理由は何か。
  - (保険企画課長)納付金上がり、現行税率と標準保険料率に基づき算出した1人当たりの保険税の乖離が前回の改定時よりも広がっていることから高い率の改定が必要であり、子どもの均等割減額措置をしつつ、一般会計から基金への積み立ても講じることで、今までにない、高い率での改定を実施させていただくという考えである。また、大きく改定することで、今後の収支の改善にもつながる。
- (財政課長)財源の担保がない中で、基金の積立額について決めることはできない。
  - (保険企画課長)財政部門としては、令和6年度の積み立てが不要となるよう、不足する5,000万円を税率に入れ込むところが最低ラインということか。
  - (財政課長)そのとおりである。令和6年度の積み立てが不要となるよう改定した場合、令和7年度はどの程度の改定が必要となるのか。
  - (保険企画課長)5%超の改定を行う場合、2年連続での改定は想定していない。被保険者負担を考えると、過去の最大の上げ幅である5%が2年連続で改定する場合の上限であり、2年連続で改定するか、5%超の改定を行うかのいずれかであると考え。
- (経営監視課長)毎年5%の改定を行っていく場合、どのような想定となるのか。
  - (保険企画課長)医療費は年々上がっているが、5%の改定をすれば、財政状況が改善していくことが見込まれ、いずれは2%や3%の改定で済む可能性がある。
  - (政策課長)毎年上げていくという方針を示し、今は改定幅が広いが、安定してくれば、上限2%になるといったことが示せると良い。
  - (保険企画課長)連続で上げたことがない中では、毎年改定を提示することは難しい。まずは、2年連続での改定を実施した実績を作るところがスタートとなると考える。
  - (政策課長)そうであるならば、ここで2年連続改定することに意味がある。

【子どもの均等割減額措置について】

- (財政課長)推進プログラムの少子化対策の位置付けから外す理由は何か。いままで位置づけられていたものが激変緩和措置として捉えられることに違和感がある。
  - (保険企画課長)国民健康保険税については、均等割負担により子育て世帯の負担が大きくなる制度設計であることから、そこに配慮した税率設定を行うという、国民健康保険税制度の枠組の中での一取組のためである。推進プログラムに継続して載せるべきだという議論があれば、それも検討すべきものであるが、一般会計から繰り入れる現行の制度に代わり、今後は国保財政調整基金を財源として実施する新しい制度を作るという考えである。
  - (政策課長)前回は、地方創生臨時交付金の活用が見込まれたことから、推進プログラムに位置付ける整理とした経過があり、今回の制度設計が本来あるべきかたちと考える。
- (政策課長)子どもの均等割減額措置を2年とする理由について、激変緩和期間を2年とするという説明もできるが、2連続改定を見据えていることから2年とする筋が良いと考える。

【一般会計から国保基金への積立について】

- (財政課長)財源の担保がない中で、基金の積立額について決めることはできない。
- (総務法制課長)基金繰入でも不足する5,000万円を埋める8%超の改定をした場合でも、基金は0円となる。税収入の見込が下回る可能性もあるか。
  - (保険企画課長)令和5年度は見込より5億円下回っている。
  - (総務法制課長)現実的には5億円以上の基金残高が必要となり、改定率も9%を超えてくることになるのか。
  - (保険企画課長)そうした状況から、基金への積み立てが必要なものと考えている。
  - (財政課長)基金への積み立てができなかった場合、赤字繰入となるのか。
  - (保険企画課長)そのとおりである。
  - (財政課長)2,500万円の交付金の活用もあるので、積立に関しては、別途議論させていただきたい。
  - (保険企画課長)交付金については、調定額の5%以上の基金残高がある場合に、県から2,500万円が交付される。なお、3%以上5%未満で半分の1,250万円、1%以上から3%未満で500万円となる。積むタイミングとしては前年度末に基金残高があればよい。

≪原案を一部修正し、上部会議に付議する。≫



# 国民健康保険税率の 見直しについて

令和5年12月13日  
健康福祉局生活福祉部  
保険企画課

# 1. 令和6年度 国保事業費納付金(未確定)

➤ 仮係数に基づく令和6年度納付金(実質額)は、**201億5,800万円**

- ・ 昨年度と比べて 1人当たり **5,852円 増加**
- ・ 令和4年度と比べ 1人当たり **18,266円 増加(+13.1%)**

※ R4はH30(=直近の改定年度)と比べ、1人当たり9,901円増加(+7.6%) → 5.0%の改定を行ったもの

年度（通知時期）		納付金額	被保険者数	1人当たり納付金
R4	確定係数に基づく納付金 (令和4年1月11日)	201億9,100万円	144,421人	139,802円 (+5.5%)
R5	確定係数に基づく納付金 (令和5年1月11日)	212億7,300万円	139,754人	<b>152,216円 (+8.9%)</b> 過去最大の伸び
R6	仮係数に基づく納付金 (令和5年11月21日) ➔ 令和6年1月上旬頃、確定係数 に基づく納付金の通知がある	201億5,800万円	127,527人	<b>158,068円 (+3.8%)</b>
	対前年度比	▲11億1,500万円	▲12,227人	+5,852円

## 2. 令和6年度 標準保険料率

※仮係数による算定

### 現行税率と標準保険料率の乖離

区分	医療分	後期分	介護分
<b>所得割</b> (現行との差)	<b>6.91%</b> (+0.86pt)	<b>2.91%</b> (+0.61pt)	<b>2.53%</b> (+0.38pt)
現行税率	6.05%	2.3%	2.15%
<b>均等割</b> (現行との差)	<b>29,131円</b> (+3,631円)	<b>11,968円</b> (+1,968円)	<b>12,883円</b> (+3,383円)
現行税額	25,500円	10,000円	9,500円
<b>平等割</b> (現行との差)	<b>18,416円</b> (+1,416円)	<b>7,566円</b> (+1,566円)	<b>6,246円</b> (+246円)
現行税額	17,000円	6,000円	6,000円

1人当たり約16,100円  
(15.36%)の乖離

### 1人当たり調定額の比較

区分	医療分	後期分	介護分	全体
<b>標準保険料率</b> (現行との差)	<b>77,669円</b> (+12.39%)	<b>32,039円</b> (+22.22%)	<b>33,476円</b> (+17.93%)	<b>121,085円</b> (+15.36%)
現行税率	69,106円	26,214円	28,385円	104,966円

○ 介護分は介護2号被保険者1人当たりのため、内訳の合計と全体は一致しない。

### 3. 令和6年度 歳入不足見込額の算定（現行税率の場合）

（単位：百万円）

歳入	予算見込額
<b>国民健康保険税</b>	<b>13,446</b>
現年度分	12,464 ①
滞納繰越分	982
<b>保険給付費等交付金</b>	<b>47,506</b>
普通交付金分	46,430
特別交付金分	1,076
<b>繰入金</b>	<b>5,100</b>
法定繰入金	4,256
法定外繰入金	844
決算補填等目的	0
その他	844
基金繰入金	0 ②
<b>繰越金</b>	<b>160</b>
<b>諸収入等</b>	<b>425</b>
<b>歳入合計</b>	<b>66,637</b>

歳出	予算見込額
<b>総務費</b>	<b>827</b>
<b>保険給付費</b>	<b>46,815</b>
<b>国保事業費納付金</b>	<b>20,313</b>
医療給付費分	13,548
後期高齢者支援金等分	4,959
介護納付金分	1,806
<b>保健事業費</b>	<b>714</b>
<b>諸支出金等</b>	<b>170</b>
<b>予備費</b>	<b>10</b>
<b>歳出合計</b>	<b>68,849</b>

約22億円  
の歳入不足

税率改定のみで賄う場合

平均14.6%※の  
税率改定が必要

① 令和6年度 賦課限度額の引き上げ  
(104→106万円)に伴う財政効果  
約2,000万円を含む

② 基金からの繰入れをしない場合

※改定に伴った繰入金増額による低減効果を見込む。

## 4. 予算編成に当たっての考え方

- R 5 税率の維持や、医療費の増加等を要因とした R 6 国保事業費納付金の増加により、約 22 億円の歳入不足が見込まれるため、税率改定が必要となる
- 子どもの均等割減額拡大措置は R 5 で終了するため、税率改定と合わせて大幅な負担増が見込まれる子育て世帯への負担軽減及び激変緩和措置の検討が必要となる
- R 5 税率を維持したことにより、大幅な国保基金の取り崩しを見込んでいる

- ① 収支改善のための大幅な税率改定
- ② 子育て世帯の大幅な負担増を緩和するための R 6 以降の子どもの均等割減額措置
- ③ R 7 以降も見越した国保基金の財政調整機能維持のための一般会計から国保基金への積立の検討

【参考：過去の税率改定】

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
+4.2%	なし	なし	+4.0%	なし	+5.0%	なし	なし	なし	+5.0%	なし



## 5. 子どもの均等割減額措置について

未就学児を対象に均等割を5割減額する制度を、本市独自に対象を**18歳**まで拡大する取組※として令和6年度以降も実施し、**負担の重い子育て世帯に対する負担軽減**を実現するもの

※ 令和4・5年度に実施し、6年度以降の継続については検討を行うこととしているもの

【減額措置が無くなった場合の保険税額の上昇例】

仮に+10%の改定をした場合

世帯区分	所得	子ども減額ありの税額	子ども減額なしの税額(伸び率)	税額改定後(伸び率)
35歳夫婦+子1人	200万円	242,800円	260,500円(+7.3%)	286,500円(+18.0%)
35歳夫婦+子2人	400万円	427,500円	463,000円(+8.3%)	509,300円(+19.1%)

【(参考)令和5年度保険税率】

保険税 (年税額)	医療分 (全員)	後期分 (全員)	介護分 (40~64歳)
所得割	6.05%	2.3%	2.15%
均等割 (1人当たり)	25,500円	10,000円	9,500円
平等割 (1世帯当たり)	17,000円	6,000円	6,000円

減額措置が無くなった場合は、「減額なし」の税額(保険税上昇後の税額)から、更に上乘せする形で税率改定をすることとなる。

税率を上げなければならない場合においては、負担軽減及び激変緩和措置が必要ではないか。

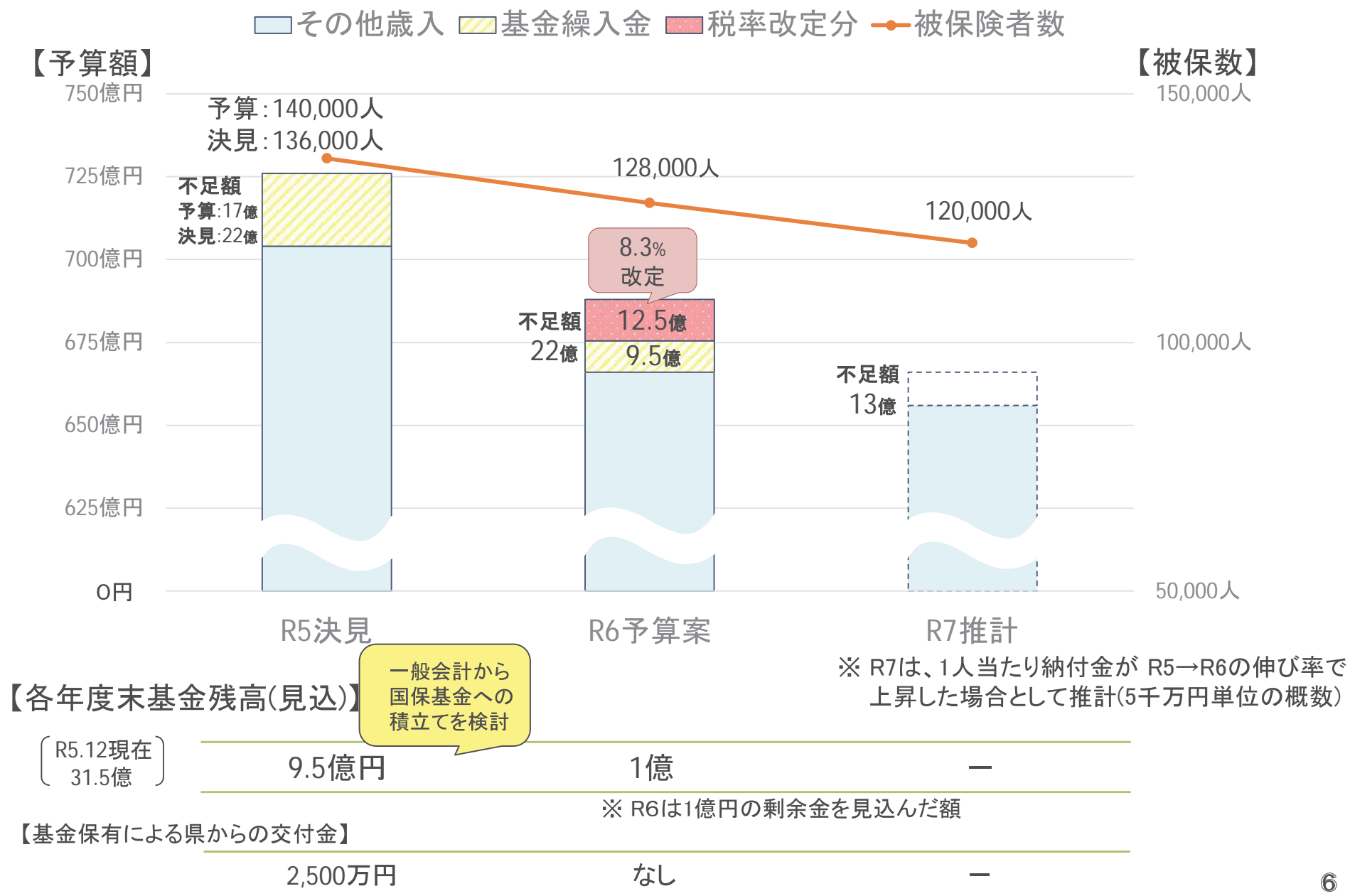
【対象】 全世帯の7~18歳 (市内約7,900人)

【実施期間】 令和6・7年度 (令和8年度以降は別途検討)

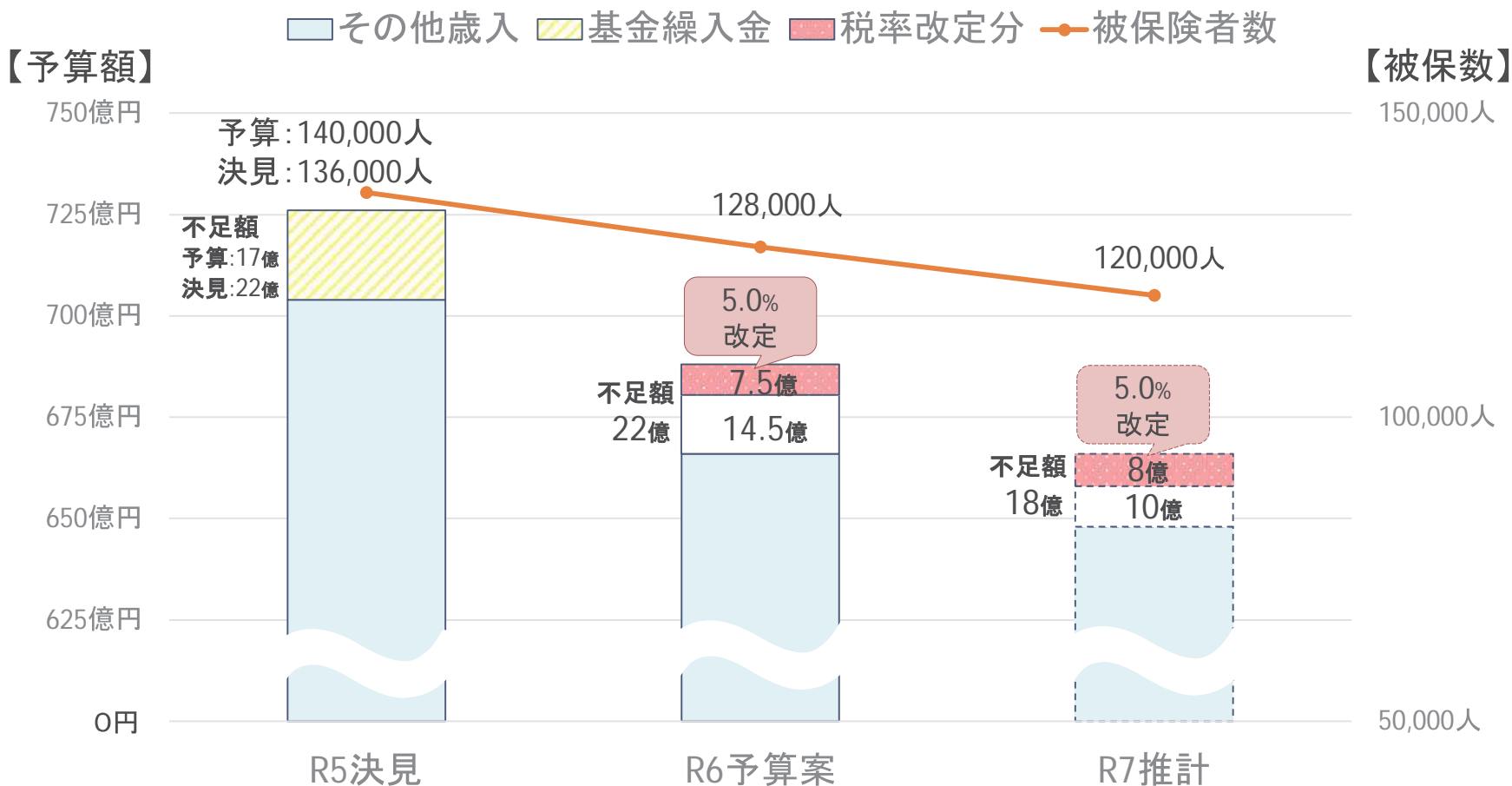
【経費】 約1億円/年 → これまでは総合計画推進プログラムとして、一般会計繰入金で措置してきたが、今後は**国保財政調整基金**を財源として実施

# 6. 財政推計

R6年度に基金を最大限活用する場合 (基金への積立を検討) 【8.3%】



# 7. 財政推計【参考1】 単年度の改定率の上限を5.0%とした場合(基金への積立をする場合)



## 【各年度末基金残高(見込)】

(R5.12現在)  
31.5億

9.5億円+ $\alpha$

—

—

一般会計から  
国保基金への  
積立てを検討

※ R7は、1人当たり納付金が R5→R6の伸び率で  
上昇した場合として推計(5千万円単位の概数)

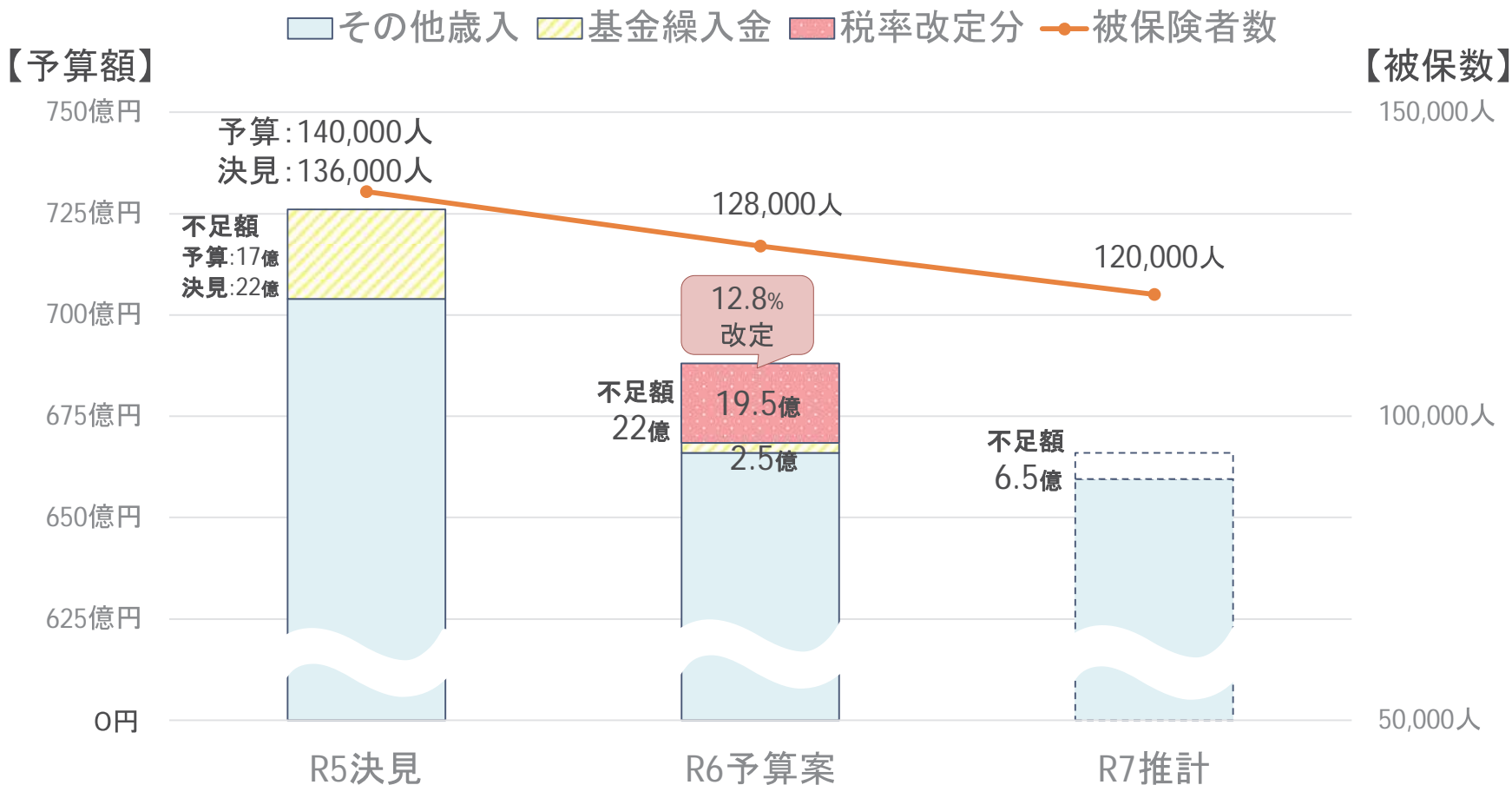
## 【基金保有による県からの交付金】

2,500万円

—

—

# 8. 財政推計【参考2】 R7に改定しない程度の収支改善をする場合(基金への積立をしない場合)



※ R7は、1人当たり納付金が R5→R6の伸び率で上昇した場合として推計(5千万円単位の概数)

## 【各年度末基金残高(見込)】

(R5.12現在  
31.5億)

9.5億

8億

—

※ R6は1億円の剰余金を見込んだ額

## 【基金保有による県からの交付金】

2,500万円

2,500万円

—

## 9. 今後のスケジュール（予定）

時 期		内 容
令和5年	11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>納付金・標準保険料率の試算（県から通知）</li> <li>仮係数に基づく令和6年度保険税率（案）の算定</li> </ul>
	12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁議</li> </ul>
令和6年	1月上旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>納付金・標準保険料率の確定（県から通知）</li> <li>確定係数に基づく令和6年度保険税率（案）の算定 ※仮係数に基づく税率（案）から変更があった場合は個別説明</li> <li>市長説明・諮問の決裁</li> </ul>
	1月中旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>市国民健康保険運営協議会に「令和6年度保険税率（案）」を諮問</li> </ul>
	1月下旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>同協議会から答申</li> <li>令和6年度保険税率（案）の決定（市長決裁）</li> </ul>
	2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正条例案について正副議長説明（＋会派説明）</li> <li>改正条例案を市議会に提案</li> </ul>
	3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>市議会定例会議において採決</li> </ul>
	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正条例の施行</li> </ul>



1 城山中央公園の取扱いについて

【環境経済局 公園課】

(1) 主な意見等

- （財政局長）都市計画の公園種別が総合公園から風致公園に変更となることについて、平成29年度の見直しの際にも地元調整されていることや、今回も地元調整の後に公園の公告をするように、スケジュールを変更したことを踏まえ、問題はないと考える。以前に、財政課職員が現地を視察し、うっそうとしていたとの報告を受けていたので、風致公園として市民が歩きやすいように、散策路の整備や地域特有の植物の植生場所が分かるようにした方がよいのではないかと思う。追加資料から基本的には管理されており、風致公園になることで追加の伐採や間伐など財政的負担が生じることがないようなので、問題はないと考える。

(2) 結果

- 原案のとおり承認する。

## 2 2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXP02027）への参加について

【環境経済局 水みどり環境課、公園課】

## (1) 主な意見等

- （財政局長）参加の必要性は理解している。国際園芸博覧会のランクは最上位のA1ランクということだが、オリンピックや万博と同等であるという認知度が著しく低く、市として行財政改革構造改革プランの第2期を進めている中で、1億円もの予算計上をしていくのは厳しいと思うので、単なる花博覧会ではなく、オリンピックに等しい事業であることを周知していく必要があると思う。また、環境経済局の説明のとおり、全庁的に取り組む必要があるならば、総合計画推進プログラムに位置付けて、予算の枠を確保していく必要があると思う。なお、財政局としては、中長期的な財政推計のために、年度ごとの経費を明確にしてほしい。
  - （地域経済政策課長）事業調書の予算については、令和7年度は庭園の設計などの経費として2千万円、令和8年度は設置・維持管理・撤去などの経費として8千万円を計上している。令和6年度は経費が掛からない。
- （財政局長）オリンピックなどのレベルになると、主催者から職員の派遣を求められることが多く、それぐらいのレベルの事業となれば、予算を付ける必要性も高まると思われる。
  - （地域経済政策課長）現在、博覧会協会から職員1名の派遣を求められており、人事給与課に相談している。
- （総合政策・少子化対策担当部長）市長が出席している九都県市や指定都市の会議でも横浜市から説明がされており、参加は必要だとは思いますが、参加する以上、参加目的を整理した方がよい。他自治体の参加の意向はどうか。
  - （地域経済政策課長）さいたま市や千葉市が参加を検討している。
- （総合政策・少子化対策担当部長）今回の審議は屋外出展に限ったものだと認識しているが、リニア等の構造物を設置する際は屋内出展を想定しているのか。
  - （地域経済政策課長）屋外出展において、リニアなどの造形物を設置することが出来るので、世界に向けて、市のシティプロモーションを行っても良いと考える。
- （財政局長）屋外出展に関して、園芸に関するコンセプトはどうなっているのか。
  - （地域経済政策課長）花や緑の関わりを通じて、SDGsの達成等、世界共通で進めるべきものに取り組むというのが大きな目的となっている。また、国際的なイベントなのでインバウンドを意識したPRをしようという狙いもある。
  - （水みどり環境課長）屋外出展の具体的な内容については、詳細は市町村に委ねられており構造物も設置できる。開催期間には夏季も含んでおり、東屋のようなものを設置することも考えられる。一方、屋内出展はフラワーアレンジメントや盆栽などがイメージとして提示されている。なお、物販は屋内出展では実施できず、催事イベントやマルシェなどで行うこととなり、詳細は今後示される。
- （市長公室長）参加表明を保留とするのは可能か。または、参加の意向を示しても、その後予算が付かないなどの理由により、参加の意向を取り下げることができるのか。
  - （地域経済政策課長）横浜市はこのための局を設置したと聞いており、県内の広域連携の中で、本市が参加を表明しないということが出来るのか。
  - （水みどり環境課）説明会では、契約し予算が必要になるのは先にも関わらず、先に意思表示をすることに懸念を示す自治体もあった。それに対して、協会としては区画の割り当てを行いたいので、先に参加の意向を確認したいとのことで、事情により後で参加意向を取り下げることが可能と説明していた。
- （財政局長）今後、九都県市全体で協力するという流れになれば、出展も認められやすいのではないか。
  - （総合政策・少子化対策担当部長）九都県市は横浜市から協力を求められていることから、基本的な本市の姿勢としては参加するものだと考えている。

→ (地域経済政策課長) 環境経済局だけでなく、全庁的に参加に向けて検討すべきものだと考える。

- (財政担当部長) 環境経済局だけの事業として約1億円の予算計上は難しい。当該事業が本市をPRしていく絶好の機会だとして、今後物価高騰で資材価格等が上昇しても、他の予算を凍結してでも出展するというのであれば、市として政策的に意思決定をしておく必要があると思う。
- (市長公室長) 全庁的に取り組むべきことを踏まえて、戦略会議で審議することとする。

## (2) 結果

- 原案のとおり上部会議に付議する。

## 3 市立高齢者デイサービスセンターの今後の取扱い方針について

【健康福祉局 高齢・障害者福祉課】

## (1) 主な意見等

- (財政担当部長) 今回、民生部会への説明及び議会への条例廃止の議案提出スケジュールを遅らせた理由は何か。
  - (高齢・障害者福祉課長) 前回決定会議において、議決後ではなく、民生部会の前後で、利用者に対して市の方針について説明をすべきといった議論があり、一部修正の上、承認となった。しかし、市の方針を示すに当たっては、一定程度、跡地の活用について検討を進めてからと考え、民生部会への説明を3月とし、その前の2月に、利用者への説明を実施するものとした。
  - (財政担当部長) スケジュールが遅れることに問題はないのか。
  - (高齢・障害者福祉課長) 広く一般に利用される施設については、1年前に条例を廃止することが通例であるが、本施設については、利用者が限定されているため、3か月遅れることについて問題ないとする。
- (総務局長) 跡地活用の検討については別途庁議を行うということでよいか。
  - (政策課長) 未利用資産調整会議で検討の上、庁議又は決裁処理となる。2月に利用者に対して市の方針を示すに当たっては、必ずしも庁議後である必要はないと考える。

## (2) 結果

- 原案のとおり承認する。

## 4 国民健康保険税率の見直しについて

【健康福祉局 保険企画課】

## (1) 主な意見等

- (財政部長) 財政推計について、子どもの均等割減額措置を実施することを前提として試算したものか。
  - (保険企画課長) そのとおりである。
- (財政担当部長) 赤字繰入について、過去の実績について教えてもらいたい。
  - (保険企画課長) 令和2年度の決算時に赤字繰入を解消したが、それまでは恒常的に行っていた。
  - (財政担当部長) 国保会計は、一般会計からの繰入を前提に成り立ってきた状況なのか。
  - (保険企画課長) そうした面がある。近年、財政健全化方針を策定し、段階的に赤字を解消してきている状況である。
  - (財政担当部長) 国保財政調整基金について、国保会計の赤字が常態化している中において、剰余金を積み立てて運用するという想定はあったのか。それとも一般会計から繰り入れることを前提とした基金なのか。
  - (保険企画課長) 前提とまではいわないが、剰余金を積み立てて運用を可能とするためには、大幅な税率改定が必要となり、被保険者のうち3分の2が、世帯の所得が200万円以下という状況においては、費用負担を考えると現実的ではない。
  - (財政担当部長) 財政部門として、一般会計から繰り入れることは、国民健康保険加入者でない者を含む市民72万人の税金から繰り入れるということであり、政策的な意思決定がなければ基金に積むという判断はできない。そうした中では、過去の前提や、国保会計に直接ではなく、国保財政調整基金に一旦積む理屈について、整理した上で議論する必要があると考える。
- (財政局長) 条例上、基金の取り崩しについては定義されているのか。
  - (保険企画課長) 条例上、「国保事業に要する費用に充てるため」となっており、具体的な定義はされていないが、担当課としては、改定幅を抑える、当該年度の税収不足の補填を目的として取り崩すものと考えている。
- (財政局長) 県から標準保険料率が示されているが、この保険料率で実施している自治体はあるのか。積み立てを検討する中では他自治体との比較も必要ではないか。
  - (保険企画課長) 標準保険料率については、一定程度自治体が目標にする指標であり、これに近づけていく努力は必要であるが、ここで一気にあげることは難しい。近年の納付金の上昇によって一定程度上げる必要がある自治体があるとは聞いているが、具体的な数字は持っていない。これまでに赤字繰入は解消してきており、標準保険料率に近づけてきた経過がある。
- (市長公室長) 諮問の際は、財源の内訳まで議論するのか。
  - (保険企画課長) 説明はするが、そこが議論になることはない印象である。
- (総務局長) 国保加入者に負担増を求めるに当たっては、それぞれの世帯でどれぐらいの負担増になるかの資料を示さなければ、議論はできないと思われる。
  - (保険企画課長) 資料を追加する。
- (総合政策・少子化対策担当部長) 他の保険と比較した国民健康保険制度の全体像、現状が分かる資料を作成いただきたい。
  - (保険企画課長) 資料を追加する。
- (総合政策・少子化対策担当部長) 子どもの均等割減額措置については、本市独自の取組であるか。
  - (保険企画課長) 7歳から18歳については独自の取組となる。
  - (総合政策・少子化対策担当部長) 子育て教育まちづくりを掲げている本市としては、実施すべきと考える。



- （総合政策・少子化対策担当部長）保険税率について、一気に上げると、やはり高いという印象を持たれるので、先行きが見えないのであれば、5%など、コンスタントに改定を行う方が良いと考える。
  - （保険企画課長）そうした意見があることは承知しているが、担当課としては、令和6年度にある程度の幅で改定を実施しなければ、収支の改善が図られず、負担の先送りになることを懸念している。
- （財政局長）子どもの均等割減額措置について、令和6、7年度の2か年行うとすると、税率改定を検討する2年後とタイミングが重なるので、同じ議論になると思われる。ならば、1年間として、来年度改めて検討するという考え方もあるのではないか。
  - （保険企画課長）過去に2年措置したものを今回は1年とする説明は難しいと考える。また、5%を超える改定を行った場合には、2年連続の改定は行うべきでないという考えであるが、それは今年度の庁議で決定する事項でなく、あくまで来年度検討するものである。
- （財政局長）基金への積み立てについて、財政課といくらまでなら積むことができるか調整してもらいたい。

## (2) 結果

- 継続審議とする。

以上